

平成 20 年 12 月 16 日
経 営 支 援 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要（案）

1 開催日

平成 20 年 12 月 12 日（金） 13 時 30 分～16 時 30 分

2 会 場

青森県庁 4 階 商工労働部第一会議室

3 出席者名

吉原会長、倉田委員、月舘（淳）委員、本間委員、木村委員、佐藤委員、
経営支援課 4 名

4 議事の概要

（1）議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

（2）議題 2 届出案件について

【ショッピングプラザおきだてに係る変更について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【三沢ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料 3 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【小中野ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

前面道路である主要道路八戸・階上線はバスなどの交通量が多く、また、電車も付近を頻繁に通過するため非常に騒音が大きいところである。

夜間最大値の超過幅が大きい地点P3、P8について、P3は空調機近くであること、P8は出口の騒音源近くであることから、このような騒音予測値がでるのは当然である。また、地点P2については逆に駐車場から遠い地点であるため、当然ながら小さな値がでる。このように、騒音の予測地点の選び方が現実的でなく、形式的に計算している感があるが、コンサルが形式的に計算することについては仕方がない面もあるので、個別案件ごとに審査する必要があると思われる。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過していることから、駐車場の騒音対策等については特に徹底するとともに、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【八戸ニュータウンショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料5に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

しまむらは他店舗でもすべて荷さばき車両の配送時間が24時間ということになっているが、21時を超える可能性もゼロではないということか。

そのとおりである。当店舗へは、岩手県西根から、日曜日を除き1日1回、八戸市内の3店舗を4t車1台で配送する計画となっている。予定では、西根を13時30分出発することになっているので、通常は21時以内に配送となる可能性が高いものの、悪天候や交通渋滞等で遅れる可能性もあることから24時間としている。

仮に1日1回で21時までがほとんどであるという理由で「意見なし」とした場合、21時以降の配送が恒常化、固定化しないよう業者に念を押す必要がある。

今回の騒音の予測地点の選び方は、数値が低めに出る地点を選んでいるように思われる。騒音予測の超過幅が12dBとなっているが、本来はもっとうるさいということを考えて、意見を述べるべきである。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、下記のとおり意見を述べるべきであるということで一致した。

(意見)

- ・店舗施設の運営に伴い発生することが見込まれる騒音について、騒音レベルの夜間最大値がすべての予測地点で規制基準値を超過しており、また、その超過幅も大きいことから周辺住民に及ぼす影響が懸念されるので、騒音の軽減策について再検討すること。

【マエダストアむつ中央店に係る新設について】

本件について、事務局から資料6に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

前面道路には、信号機が2基近い距離に設置しているため渋滞するなど、信号待ちの車両が多い。そのため出入口に国道側から右折して入庫するのが難しいのではないかと問う。

交通量解析はどういった基準で影響の大小を判断しているのか。

交通量のほかに、信号機の位置や設置台数なども考慮して計算している。

交通の影響は現状で判断しているのか。仮に現状が問題ないとしても、市役所が付近に移転してくる予定であり、渋滞も予想される。

現状で判断している。市役所の件は設置者に伝えておく。

出入口については、右折出庫が難しいのではないかと問う。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【マエダストア鱒ヶ沢店に係る新設について】

本件について、事務局から資料7に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・等価騒音レベルの一部の予測地点及び騒音レベルの夜間最大値がほとんどの予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【マエダストア野辺地店に係る新設について】

本件について、事務局から資料8に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて

審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値がほとんどの予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・荷さばき施設と駐輪場が隣接していることから、利用客の安全対策について万全を期すこと。なお、来店客等から駐輪場、駐車場内の安全対策について苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。